

沿岸広域振興局長告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年1月4日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石遠野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市橋野町第9地割44番2地先から第10地割5番1地先まで	新	m 47.7~8.9	m 363.9
	旧	35.8~8.0	363.9
釜石市橋野町第4地割35番1地先内	新	37.0~12.4	41.0
	旧	14.0~12.4	41.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 令和6年1月4日から同年2月5日まで